

公調委令和3年（セ）第9号 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康
被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 被申請人は、申請人 a に対し、93万円を支払え。

(2) 被申請人は、申請人 b に対し、262万0736円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人らの居住する自宅（以下「申請人ら宅」という。）の隣で飲食店（以下「本件店舗」という。）を経営している被申請人に対し、本件店舗から生じる騒音（空調用室外機及びその他の音）及び悪臭（調理臭）により、申請人らが騒音及び悪臭への対策を講じることを余儀なくされ、また、精神的苦痛を被ったなどとして、民法709条に基づき、申請人 a において合計93万円、申請人 b において合計262万0736円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、掲記の証拠及び審問の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人 b は、遅くとも昭和48年頃から頭書肩書地所在の申請人ら宅に居住している。申請人 a は、申請人 b の子であり、平成27年頃から、申

請人bの介護のため、申請人ら宅で一定の時間を過ごすなどしている。なお、申請人bの夫も申請人ら宅に居住していたが、平成18年12月に亡くなった。（甲10、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、平成15年2月17日に設立された有限会社であるところ、既に平成2年頃^{しゅん}竣工していた本件店舗の建物（頭書肩書地に、申請人ら宅の南西側に隣接して所在。）を平成15年に改修し、同年11月11日、大田区から飲食店営業許可を受け、同月30日、居酒屋として本件店舗を開店した（甲1、乙1、職1【2頁】、審問の全趣旨）。

(2) 申請人ら宅及び本件店舗の状況等

ア 申請人ら宅の状況

申請人ら宅は、2階建てである。別紙1のとおり、1階の東側に玄関、南東側に6畳の和室（南東側、南西側に窓あり）、北西側に8畳の和室（南西側に窓あり）がある。2階は南側に6畳の和室（南西側に窓あり）、北西側に8畳の和室（南西側、北西側に窓あり）がある。

（甲14、職1【3頁】）

イ 本件店舗の状況

本件店舗は、2階建て建物の1階南東側部分に所在しているところ、別紙2のとおり、東側外に2階に上がるための外階段があり、その南西側に店舗入口がある。なお、外階段を上ると本件店舗北東側外2階に外廊下があり、そこから地面に向かって、ビニールシートが吊り下げられている。

本件店舗内は北東側に厨房があり、南西側に客席スペースがある。

厨房内は北東側に冷蔵庫、その北西側（向かって左側）に勝手口があり、さらに北西側（向かって左側）に調理コンロ台（3つ口コンロの横に焼き器が置かれている）、流し等が並んでいる。調理コンロ台上には換気扇（開口部の幅200cm、奥行き70cm）があるほか、勝手口の上に換気口がある。厨房内南西側には、南東側に調理台、南西側に流し等が並んでいる。

客席スペース内は、北側厨房沿いにカウンター席が並んでおり、南東側にテーブル席があり、北西側に和室の個室（以下単に「個室」という。）があるところ、南側テーブル席奥側の壁、店舗出入口近辺の壁、個室の天井に換気扇があり、これらの換気扇の屋外側の排気口は南西側（申請人ら宅と反対側）にある。

なお、本件店舗勝手口外側から申請人ら宅の外壁までの距離は1.55メートルである。また、本件店舗及び申請人ら宅の南東側には車一台が通行可能な程度の幅の道路がある。

（乙5の2、職1【7、8、11頁】、職2【6、7頁】）

ウ 本件店舗の空調用室外機の状況

本件店舗の外には、令和4年8月3日時点において、別紙3のとおり、本件店舗外東側の2階に上がるための外階段の東側（道路側）に排気口を道路側に向けた空調用室外機1台（本件店舗内客席スペース入口側の壁に設置されている空調用室内機に対応するもの。以下これらを「室内機A」、「室外機A」という。）、同階段の下に排気口を本件店舗入口側に向けた空調用室外機1台（本件店舗内厨房入口側の壁に設置されている空調用室内機に対応するもの。以下これらを「室内機B」、「室外機B」という。）、本件店舗外北東側端（申請人ら宅との敷地境界側）に排気口を申請人ら宅側に向けた空調用室外機1台（本件店舗内客席スペース厨房側の天井に埋め込み型で設置された空調用室内機に対応するもの。以下これらを「室内機C」、「室外機C」という。室外機Cの端から申請人ら宅1階8畳和室の窓の端までの距離は3.87メートル、同窓の中心までの距離は4.3メートル、室外機Cの中央から敷地境界までの距離は1.03メートルである。）、本件店舗外北西側に排気口を本件店舗と反対側に向けた空調用室外機1台（本件店舗内客席スペース個室に設置されている空調用室内機に対応するもの。以下これらを「室内機D」、「室外機D」という。）

が設置されている。

なお、室外機Cは、本件店舗開店以降、現在の設置位置の端から2.8メートル勝手口側に移動した位置に、風が出る面を申請人ら宅側に向けて設置されていたが、令和元年9月1日、現在の設置位置の端から1.3メートル勝手口側に移動した位置に移動されるとともに、本件店舗建物に対して縦に置かれ、風が出る面を勝手口と反対側にして設置された。その後、令和3年6月9日に現在の位置に移動され、それ以降使用されていない。

また、室外機Dは、令和3年6月9日に現在の位置に移動される以前は、現在の室外機Cの位置に設置されており、風が出る面は申請人ら宅側を向いていた。

さらに、室外機Aは、令和3年6月9日に現在の位置に移動される以前は、外階段の下の申請人ら宅玄関横窓中央から室外機Aの中央辺りまでの距離が2.65メートルとなる位置に、風が出る面を申請人ら宅側へ向けて設置されていた。

室外機Bは、令和3年6月頃に設置されたものである。

(乙2、職2【7から11頁まで】)

エ 本件店舗の厨房排気ダクトの状況

本件店舗の北東側（申請人ら宅との敷地境界側）外壁には、本件店舗内厨房のコンロ上に設置された換気扇の排気ダクトがある（以下「厨房排気ダクト」という。）。厨房排気ダクトは、まず、厨房にある換気扇の排気口を塞ぐようにダクトの付け根部分が取り付けられ、そこから2階外廊下の下部分に沿って北西側方向に伸び、2階外廊下がなくなる辺りから上に向かって曲がり、そのまま本件店舗建物の壁沿いに2階の上、さらに建物の屋根の上まで伸び、その出口部分は2階の屋根の上で南西側（申請人ら宅とは反対方向）に向けて設置されている。厨房排気ダクトは、平成15年の本件店舗開店のための改修時に設置されたものである。

(乙4、職1【4、8、13頁】、審問の全趣旨)

(3) 本件裁定申請に至る経過等

ア 申請人aは、平成31年1月28日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機がうるさくて困っていること、厨房排気ダクトからの居酒屋の臭いも気になることを申し立てた(甲10【1頁】、審問の全趣旨)。

イ 申請人aは、令和元年8月13日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機がうるさくて困っている旨を再度述べた。

被申請人は、前記(2)ウのとおり令和元年9月1日、室外機Cを移設した。

(甲10【2、3頁】、審問の全趣旨)

ウ 申請人aは、令和2年10月28日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機がうるさくて困っていたが指導してもらい随分良くなったこと、しかしながら居酒屋の客の話し声などで夜間うるさいことなどを述べた(甲10【5頁】、審問の全趣旨)。

被申請人は、前記(2)ウのとおり令和3年6月9日、室外機A、C、Dを移設するなどした(甲10【12頁】、乙3、審問の全趣旨)。

エ 申請人らは、令和3年12月7日、当委員会に対し、本件責任裁定申請をした(審問の全趣旨)。

(4) 公害等調整委員会による調査等

公害等調整委員会事務局(以下、単に「事務局」という。)は、申請人ら宅及び本件店舗において、悪臭に関する調査を令和4年8月1日、騒音に関する調査を同月3日に行った(以下、前者を「本件悪臭調査」、後者を「本件騒音調査」という。)

本件に関し公害等調整委員会が選任した悪臭に関する専門委員は、本件悪臭調査の結果等に基づき、意見書1通(職4)を作成した。また、本件に関し公害等調整委員会が選任した騒音に関する専門委員は、本件騒音調査の結果等に基づき、意見書2通(職3、5)を作成した。

(職 1 ～ 5)

(5) 申請人ら宅及び本件店舗の周辺の状況

申請人ら宅及び本件店舗が所在する地域は、都市計画法上の都市計画区域としては準工業地域と定められており、c 駅 (d 電鉄) に近い。本件店舗及び申請人ら宅の南東側の道路を南西に進んだ先には北西方向から南東方向に続く商店街 (e 商店会) があり、被申請人は同会に加盟している。

また、申請人ら宅の敷地の裏手に接する建物 1 階において、少なくとも 5 年以上前からインド・ネパール料理店が営業している。

(甲 1、職 1 【2、13、14 頁】、職 2 【2 頁】、審問の全趣旨)

(6) 騒音に関する規制基準

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 136 条は、「何人も」別表第十三に掲げる規制基準を超える騒音の発生をさせてはならない旨を定めているところ、申請人ら宅及び本件店舗が所在する地域における騒音に関する「日常生活等に適用する規制基準」(別表第十三「一 騒音」) は以下のとおりである(第三種区域(準工業地域)。以下「本件騒音規制基準」という。)

(音源の存する敷地と隣地との境界線における音量)

午前 6 時から午前 8 時までの間 55 dB

午前 8 時から午後 8 時までの間 60 dB

午後 8 時から午後 11 時までの間 55 dB

午後 11 時から午前 6 時までの間 50 dB

(甲 3 【1 頁】、公知の事実)

(7) 悪臭に関する規制基準

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に係る規制について、都道府県知事等が、規制地域を指定し、その実情に応じて大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として規制基準を定めるか、

大気の臭気指数の許容限度として規制基準を定めるかのいずれかを選択できるものとしているところ（悪臭防止法 3、4 条参照）、大田区は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準に関する告示」（平成 21 年 4 月 1 日告示第 298 号）において、申請人ら宅及び本件店舗が所在する地域の事業場の敷地の境界線の地表における大気の臭気指数の許容限度としての規制基準を、臭気指数 1.2（悪臭防止法 4 条 2 項 1 号、同告示 2 (1)イ、(2)、別表第 1（第 2 種区域（準工業地域））以下「本件悪臭規制基準」という。）と定めている（公知の事実）。

2 争点及び争点に対する当事者の主張の概要

(1) 申請人らの主張の概要

ア 申請人 b は、被申請人が平成 15 年に本件店舗を開店して以降、早朝から深夜まで、本件店舗からの騒音（空調用室外機の音、厨房排気ダクトの音、片付け時の鍋等がぶつかる音、ゴミ捨て時のビン・カンがぶつかる音、従業員や客の話し声）及び悪臭（生臭さ、焦げ臭さ等調理臭）による被害を被ってきた。申請人 b は、本件店舗開店前は申請人ら宅 1 階で生活していたが、本件店舗開店後は申請人ら宅 1 階における本件店舗からの騒音及び悪臭被害のため申請人ら宅 2 階で就寝するようになり、そのうち 1 階にあるトイレ及び風呂の使用時以外は 2 階で生活するようになった。

申請人 a は、平成 27 年から要介護となった申請人 b の介護のため同人とともに申請人ら宅 2 階で一定の時間を過ごすようになったほか、申請人 b が階段昇降できなくなった平成 29 年からは同人とともに申請人ら宅 1 階で生活するようになったため、本件店舗からの騒音及び悪臭の被害を受けるようになった。申請人 b は、平成 29 年から 1 階での就寝時に騒音のため寝られなくなり、体調を崩し長期間入院した後、平成 31 年 4 月に退院し申請人ら宅に戻ったが、騒音により寝られないとして有料の宿泊施設を利用した。申請人 a も睡眠妨害を受けている。

騒音については申請人 a が測定した記録があるほか、申請人 a が警察や大田区環境対策課へ多数回にわたり相談しており、申請人らが被害を受けたことは明らかである（令和元年 8 月 19 日から令和 3 年 12 月 30 日までの間の大田区環境対策課による現地での騒音測定調査対応回数は 19 回、同課による被申請人への指導回数は 7 回、警視庁蒲田警察署警察官対応回数は 32 回に及ぶ。）。

イ 申請人 a は、平成 30 年 4 月 30 日深夜、本件店舗の空調用室外機騒音について、被申請人側へ苦情を申し入れた際に、被申請人側から暴行され骨折したところ、当該暴行については令和 3 年 6 月に送検されたという経緯があることからすれば、被申請人が同月に空調用室外機を移転したことにより騒音が低減したとしても、申請人らが被った過去の騒音及び悪臭の被害について被申請人らの責任が認められるべきである。また、騒音は現在も続いており、被申請人側に対して直接苦情を伝えても改善の見込みはなく、直接苦情を伝える際には強い口調で対応をしなければならない状況であり、申請人らの被害は受忍限度を超えている。

ウ 申請人らは、上記アの騒音及び悪臭の被害を受けたことにより、以下の損害を被った。

(7) 申請人 a（合計 93 万円）

- ① 申請人ら宅に騒音及び臭気対策の空調機を設置した費用 15 万円
- ② 申請人ら宅に悪臭対策の空気清浄機を購入した費用 3 万円
- ③ 精神的苦痛による慰謝料 75 万円

(イ) 申請人 b（合計 262 万 0736 円）

- ① 申請人ら宅に騒音対策のため窓のカーテンレールに防音毛布等を設置した費用 5 万 2000 円
- ② 申請人ら宅に騒音及び悪臭対策の空調機を設置した費用 23 万円
- ③ 申請人 b が騒音悪臭被害のため自宅外へ宿泊した費用、施設の預か

り金等158万8736円

④ 慰謝料75万円

(2) 被申請人の主張の概要

ア 申請人bが長くにわたり申請人ら宅に居住していることは認めるが、申請人aは近年になってから申請人ら宅において一定の時間を過ごすようになった。

申請人らが主張する騒音及び悪臭の被害については否認し争う。本件店舗において、通常の居酒屋営業の際に生じる空調機の稼働音や厨房での作業音、建物外部での片付け音、換気扇の音、調理時の臭気、営業時の客や店員の声などが発生していたことは認めるが、それが通常の居酒屋営業に比して騒音や悪臭などと評価される程度のものであったことはない。本件店舗を平成15年に開店した後、平成29年10月に申請人aが被申請人側に対し口頭で苦情を述べたこと、平成30年に申請人aが被申請人側に対し苦情を述べたことはあるが、空調用室外機の騒音については、申請人aが令和元年6月又は7月に被申請人側に苦情を申し入れてくるまで、苦情はなかった。申請人らによる騒音の測定結果はその測定方法に疑義があり適切な測定方法によるものといえない。本件店舗の空調用室外機による騒音は受忍限度の範囲内である。

イ 被申請人は、令和元年8月19日に大田区環境対策課の職員による調査及び指導がなされた後、速やかに室外機Cを移設し、令和3年6月9日にはさらに室外機A、C、Dを移設するなどして対応してきた。申請人aが、平成30年4月30日深夜、帰宅途中の被申請人取締役fに対して苦情を申し入れに来た事実はあるが、申請人らが主張する暴行及び傷害は否認し、それに関する送検の事実は不知。

ウ 申請人らが主張する損害額は否認し争う。申請人bの宿泊費用は因果関係が認められず、その他については受忍限度の範囲内と評価されるべきも

のである。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件店舗の営業状況等について

ア 営業日、営業時間等

本件店舗の営業日は定休日である水曜日以外である。

本件店舗の営業時間は午後5時から午後10時までの間（ただし、新型コロナウイルスの感染が拡大する令和2年4月以前は午後11時まで営業していた。）であり、調理が一番多いのは午後6時から午後7時頃までの間である。

本件店舗は緊急事態宣言が発せられていた令和2年4月から数ヶ月間は休業しており、その後営業を再開したが、新型コロナウイルス感染拡大前の客の入りと比較すると、令和4年8月時点における客の入りは3分の1程度である。

（職1【6頁】、職2【6、7頁】）

イ 空調用室外機の稼働状況

客席スペースの空調用室内機（室内機A。令和3年6月9日以前は室内機Cを含む。）は営業時間中稼働するが、個室用の空調用室内機（室内機D）は個室に客がいる時間のみ稼働する。夏は個室利用が少なく、週に3組程度である。本件店舗で取り扱うg料理は冬がシーズンであるため冬は大体毎営業日に個室を使用している。夏の冷房よりも冬の暖房の方が稼働頻度は高い。

厨房用の空調用室内機（室内機B）は令和3年6月9日以降、夏と冬の営業日の午前中（仕込み開始時）から閉店まで稼働している。

室外機AからDまでは、それぞれ対応する室内機AからDまでが稼働している際に、連動して稼働する。

(職2【6から9頁】、審問の全趣旨)

ウ 本件店舗における食材保管、調理、ゴミの管理の状況等

仕入れた食材は、本件店舗屋内奥の廊下に保管している一部の野菜を除き、全て厨房内の業務用冷蔵庫に保管されている。

調理につき、生魚をさばく際は、魚を冷蔵庫から出してまな板の上で内臓を出し、生ゴミ袋（ビニール袋。魚を変える度に別のものを使用。）に内臓を入れ、他の部分を洗いながら三枚におろし、骨も内臓とともに生ゴミ袋に入れポリバケツに入れて蓋を閉め、料理に使う部分をまな板にのせて引き続き調理する。揚げ物については、gや鶏の唐揚げ、日替わりのフライなどを扱っているが、営業時間中であっても注文が入った際にのみ鍋に火を入れて油を温め、味付けをした食材を揚げて調理している。焼き物は上部に火が付き下部に水を張る調理器（最大12枚3人前を焼くことができるもの）で調理するが、焼き物も注文が入った際にのみ調理器のスイッチをオンにし、味付けをした食材を調理器内で焼いており、鶏肉の焼き物を提供するほか、まれにホッケ等の干物を扱っている。焼きgは、客が客席でグリルを用いて自ら焼く方法で提供している。

調理により生じた生ものの廃棄物は、厨房ですぐにビニール袋に入れて縛り、厨房奥の生ゴミ用ゴミ箱（蓋付き）に入れている。生ゴミの回収が2、3日に1回であるため（火曜日、日曜日）、その間はゴミが保管されている。生ゴミは本件店舗入口のスロープ下にポリバケツに入れて午後11時頃に置いておくと、翌朝6時頃に回収される。なお、hの部分は鍵を付けた専用の保管箱に入れ、専門業者が回収する。

(職1【9から12頁】)

(2) 申請人らの大田区環境対策課への相談状況及び被申請人側の対応状況等

ア 申請人 a は、平成 31 年 1 月 28 日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機の音がうるさく、特に夜は音が気になって眠れず困っていること、被申請人側に空調用室外機の設置場所を変えるよう話をしたが聞いてもらえなかったこと、警察にも相談したこと、本件店舗の厨房排気ダクトからの臭いも気になることなどを申し立てた。

大田区環境対策課は、その後何度か現地確認をしたが、本件店舗は日中営業しておらず、空調用室外機の騒音は確認できなかった。

(甲 10【1、2 頁】、審問の全趣旨)

イ 申請人 a は、令和元年 8 月 13 日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機がうるさくて困っていること、被申請人側に直接話し空調用室外機の音を少し絞ってもらったこと、警察に 2 度来てもらったが民事の話になると言われたこと、騒音計を借りたいことなどを申し立てた。

大田区環境対策課は、令和元年 8 月 19 日午前 10 時 30 分頃、申請人 a から、同課に借りた騒音計で測定したところ本件店舗の空調用室外機から 64 dB 程度の騒音が出ているとの連絡を受け現地へ赴いた。大田区環境対策課は、現地において、申請人 a から、同日までに同騒音計で測定したところ午前 8 時前に 50.2 dB 前後、午前 11 時 15 分前後に 60.2 dB、室内で 40.6 dB など、いずれも日中 60 dB 前後であったこと、被申請人側は以前に比べて空調用室外機の出力を絞っているようで音は下がってきたこと、申請人 b が空調用室外機の目の前の部屋で寝ており音が気になり眠れないことなどの話を聞いた。大田区環境対策課は、同日、被申請人側に、申請人 a の話を伝え、空調用室外機を音の静かなものに新調するか、場所を変えることができないか聞き取りをした。これに対し、被申請人側は、検討する旨、来客用の空調用室外機は客がいなくなった際に止めるようにしていることなどを述べた。

被申請人は、令和元年 8 月下旬頃、室外機 C について業者に修理依頼を

したが、交換部品の手配中であったため、当面の対応として、同年9月1日、室外機Cを現在の設置位置の端から1.3メートル勝手口側（当初の設置位置と比べて申請人ら宅1階8畳和室から離れる方向）に移動するとともに、本件店舗建物に対して縦に置き、風が出る面を勝手口と反対側に設置したほか、室外機Cは時間を選んで稼働させることとし、夜10時以降は停止させることとした。

（甲10【2、3頁】、乙2、審問の全趣旨）

ウ 大田区環境対策課は、令和元年9月2日、申請人aから、被申請人側が空調用室外機を移設したが、夜間うるさくなったため警察に指導してもらったなどと連絡を受けた。大田区環境対策課は、同月3日、現地へ赴き、申請人aから、同課に借りた騒音計で同日までに測ったところ空調用室外機の移動後60dBから55dB程度の騒音が生じており、午後8時以降は55dBを超えていること、調理臭も気になることなどの話を聞いた。大田区環境対策課は、同日、被申請人側に申請人aの意見を伝え、空調用室外機を点検してもらうことを提案した。被申請人側は、知り合いに聞いてみると返答した。

申請人aは、令和元年9月4日、大田区環境対策課に対し、同課に借りた騒音計で計ったところ昨晩は55dB前後と低くなって申請人aの母もよく寝ていたなどと述べたが、同月10日には、大田区環境対策課に対し、先日業者が空調用室外機の点検調整を行って以降音色が変わってしまい更にうるさくなった、申請人aの母が眠れないと嘆いていたなどと話した。

大田区環境対策課は、その後も何度か現地確認をしたが、日中営業はしておらず、空調用室外機の移設以降騒音は確認できなかった。

（甲10【3から5頁】、審問の全趣旨）

エ 申請人aは、令和2年10月28日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の空調用室外機の音がうるさくて困っていたが、以前指導してもらい随分

良くなったこと、しかし本件店舗の客の話し声などで夜間うるさいこと、警察に通報していることなどを述べた。

また、申請人 a は、大田区環境対策課に対し、令和 2 年 1 2 月 4 日、空調機がうるさいこと、同月 1 4 日、同課に借りた騒音計で敷地境界において測定したところ 6 8. 8 dB であったこと、同月 1 6 日、同騒音計で測定したところ午後 9 時頃に何度か 6 9 dB になったことなどを述べた。

大田区環境対策課は、令和 2 年 1 2 月 1 7 日、申請人 a から、同課に借りた騒音計で測ったところ午前 9 時頃に 6 5 dB 程度出ていること、午前 9 時 1 5 分頃に 6 8. 5 dB 出ていることの連絡を受けた。大田区環境対策課は、同日午後 2 時 4 5 分から午後 4 時 1 0 分頃まで現地へ赴き、室外機 C が稼働したのを確認したが、騒音が確認できる運転とはならず、騒音を測定したところ 5 0 から 5 5 dB 程度であった。

(甲 1 0 【 5 頁】、審問の全趣旨)

オ 大田区環境対策課は、令和 2 年 1 2 月 1 8 日午前 9 時 5 分頃、申請人 a から、朝から空調用室外機の運転が始まったこと、昨夜もうるさくこのままでは困ることなどの連絡を受けた。大田区環境対策課は、同日午前 9 時 4 0 分頃、現地へ赴き、室外機 C が稼働していることを確認し、騒音を測定したところ 6 5 dB 程度の騒音を確認した。また、大田区環境対策課は、申請人 a から、同課に借りた騒音計で測ったところ、昨日朝、夜にも 6 5 dB を超過したとの話を聞いた。そこで、同課は、同日午後、被申請人側に対し、午前中に騒音を確認したこと、条例上の規制を説明し、申請人 a が空調用室外機の移設や静かな機器への更新を望んでいることを伝えたところ、被申請人側は、直接申請人側と話し合いたいと述べた。大田区環境対策課が同日申請人 a に対し被申請人側が直接話し合いたいと言っていたことを伝えたところ、申請人 a はもう遅いと述べた。

(甲 1 0 【 5、6 頁】、審問の全趣旨)

カ 申請人 a は、大田区環境対策課に対し、令和 2 年 1 2 月 2 1 日、同月 2 8 日、令和 3 年 1 月 4 日にも空調用室外機が稼働するとうるさいことなどを伝え、同課に借りた騒音計で計ったところ令和 2 年 1 2 月 2 7 日午前 9 時 1 1 分室外機 C が 6 3 dB 前後、同月 3 1 日午後 5 時 6 分室外機 A が 5 7 から 6 0 dB、令和 3 年 1 月 1 日静かなときの測定で 4 0 dB 前後であったことを伝えた。

大田区環境対策課は、令和 3 年 1 月 7 日午前 9 時 5 0 分頃、申請人 a から、うるさい機械が動いていることなどの連絡を受けた。大田区環境対策課は、同日午前 1 1 時 3 0 分頃、現地へ赴き、室外機 C が稼働していることを確認し、騒音を測定したところ、5 5 dB 程度であった。申請人 a は、同日、大田区環境対策課に対し、同課に借りた騒音計で測ったところ、同日朝 6 7 dB 程度の騒音が出ていたとする動画を示し、昔の状態よりは時間帯や頻度が改善されてはいるが、依然として規制値は超えているなどと述べた。同課は同動画を確認した。

(甲 1 0 【6、7 頁】、審問の全趣旨)

キ 申請人 a は、大田区環境対策課に対し、令和 3 年 1 月 8 日、同日も朝からうるさかったが当初よりはよくなっているので区が訪問している効果はあるなどと話したが、同月 1 4 日には今も騒音がうるさいこと、同月 1 8 日には週末もうるさく警察を 2 回呼んだことなどの連絡をした。

大田区環境対策課は、令和 3 年 2 月 2 2 日午後 3 時 5 0 分頃、現地を確認したところ、営業の看板は出されていたが空調用室外機の音は確認できなかった。

また、大田区環境対策課は、令和 3 年 2 月 2 5 日午前 1 0 時 4 5 分頃、申請人 a から、空調用室外機が稼働しうるさいとの連絡を受け、申請人ら宅を訪問し、申請人 a から、同課に借りた騒音計で測定したところ、午前 1 0 時 3 7 分に室外機 A が 6 2. 3 dB、6 2. 4 dB となり、室外機 C が 6

2. 4 dB、6 3. 2 dBとなったとの話を聞いた。大田区環境対策課は、同日午前11時20分から50分までの間に室外機Aと室外機Cの騒音を測定したところ、55 dBから56 dB程度であった。大田区環境対策課は、同日、被申請人側に対し、空調機の音について同日の確認内容を報告したところ、被申請人側は、一番うるさい真ん中の機械（室外機C）をできるだけ動かさないなど配慮はしているが空調機であるため動かさないわけにはいかないこと、申請人側が望む対策の内容について第三者を交えるなどして協議し対策していきたいことなどを述べたが、大田区環境対策課が申請人aにその旨伝えたところ、同人は話し合いや調停の時機は逸しているなどと述べた。

（甲10【8から10頁】、審問の全趣旨）

ク 申請人aは、令和3年5月27日、大田区環境対策課に対し、最近では本件店舗は緊急事態宣言を受け午後8時で営業が終わることはないが午後11時には電気が消えていること、空調用室外機の稼働にも気を遣っているようでほとんど動かないこと、しかし日曜日に申請人ら宅近くのドアを開けながら営業していたため客の声や作業音がうるさく警察を呼んだことなどを連絡した。

被申請人は、令和3年6月9日、業者に依頼し、本件店舗外階段下敷地境界側に設置してあった室外機Aを外階段下道路側に排気面を道路側に向けて移設し、室外機Cを部品調達及び修理が完了するまで使用中止とした上、本件店舗外北東側端に排気面を申請人ら宅側に向けて移設し、その他2台（現在の室外機Cの位置に設置されていた室外機D、その他自宅用空調用室外機）を本件店舗建物裏手（北西側）の隙間に移設するなど、本件店舗の空調用室外機の移設工事を行った。また、室外機Bを増設した。

申請人aは、令和3年7月26日、大田区環境対策課に対し、最近では本件店舗は緊急事態宣言を受け午後8時頃には店の外の電気は消えているが営

業はしているようであること、室外機Cは動かすことはなく室外機Aを動かしていること、室外機Bが増設されたこと、今のところうるさい状況はないことなどを話した。

(甲10【11、12頁】、乙3、審問の全趣旨)

ケ 大田区環境対策課は、申請人aから室外機Bが増設された状況を確認してほしいとの連絡があったことなどを受け、令和3年8月26日、申請人ら宅を訪問したところ、申請人aから、室外機Bが増設されて以降ラジオのFM電波が入りづらくなったこと、夜間のビン類のゴミ出しがうるさいことなどを聞いた。その後、大田区環境対策課が、敷地境界での騒音測定を行ったところ、49dB程度であった。大田区環境対策課は、同日、被申請人側に対し、現在測定したところ問題ない値であったことなどを伝えたところ、被申請人側は、夜間のビン類のゴミ出しについては、5月頃警察が来て指導されており、その後は気をつけて扱っていることなどを述べた。

(甲10【14頁】、審問の全趣旨)

コ 申請人aは、令和4年2月16日、大田区環境対策課に対し、本件店舗の深夜の片付け作業で寸胴がシンクに当たる音がうるさく困っていること、ビールの業務用の容器を片付ける音なども深夜にうるさいこと、窓に板や防音シートを貼って対策していることなどを述べた。

(甲10【15頁】、審問の全趣旨)

(3) 申請人らによる騒音及び悪臭の記録状況等

ア 申請人らは、令和元年8月の室外機Cの稼働状況を示すものとして、同室外機近傍の敷地境界付近で、大田区環境対策課から借りた騒音計で測定したところ、午前10時14分頃に62.2dBの騒音を測定した状況を示す騒音計の写真を証拠として提出している(甲13、審問の全趣旨)。

イ 申請人らは、令和元年8月29日から令和3年1月11日までの間に、本件店舗の空調用室外機近傍において、いずれも大田区環境対策課から借

りた騒音計で測定したところ、58.7から69.2dBまでの騒音を測定した状況を示す騒音計の写真を29枚提出している（そのうち午前8時から午後8時までの間で60dBを越える騒音を測定したとするものが17枚（最も数値が大きいのは令和2年12月15日午後6時54分69.2dB）、午後8時から午後11時までの間で55dBを超える騒音を測定したとするものが12枚（最も数値が大きいのは令和2年12月20日午後8時45分66.6dB）。甲3、6）。

ウ 申請人らは、本件店舗の空調用室外機近傍において、令和3年1月10日午後9時30分頃に58dB程度、同月11日午前10時24分頃に66dB程度、同月24日午後12時41分頃に59dB程度、同年3月13日午後2時3分頃に59dBから60dB程度、同日午後5時7分頃に60dB程度、同月15日午後6時35分頃に58dB程度の騒音を測定した状況を示す騒音計の動画を証拠として提出している（甲6）。

エ 申請人らは、令和元年8月14日、本件店舗休日に申請人ら宅内で騒音測定をしたところ、窓を開放した状態で午後8時57分に24.7dB、窓を閉めた状態で午後9時9分に21.8dBであった状況を示す騒音計の写真を証拠として提出している（甲12、審問の全趣旨）。

オ 申請人らは、令和4年1月6日から令和5年3月21日までの間、本件店舗から以下のような騒音や悪臭が発生したとする状況を記載したメモ等を証拠として提出している。

(7) 空調用室外機等の騒音について

令和4年4月25日午後11時55分に裏空調機稼働騒音が発生し、同年5月20日午後11時17分以降に裏空調機稼働騒音が発生し、同年7月25日午前9時32分に厨房外の空調機の高周波音が激しくなり、令和4年12月20日午後5時31分に店舗前空調機運転騒音が激しくなり、令和5年2月16日午後3時28分に店舗前空調機稼働高周波騒

音が激しくなり、同年3月2日夕方より裏空調機稼働騒音か換気扇ファン稼働騒音又は換気扇ファン騒音か不明であるが機械運転騒音が発生した。

(イ) 空調用室外機等以外の騒音について

ほぼ連日、午前中（午前5時台や午前7時台もあるが、ほとんどは午前9時台）に空き缶や空き瓶等の片付け騒音が生じ、夕方や夜間に空き缶や空き瓶等の片付け、従業員や客の話し声、厨房の片付け、鍋がぶつかる音等の騒音が生じた。

(ウ) 臭気について

令和4年3月13日午後8時前頃から午後9時過ぎまで生臭い調理臭、同月27日午後7時頃から午後9時頃まで生臭い調理臭、同年9月27日午後6時11分頃に魚の焦げ臭い臭気、同年11月3日午後8時30分に生臭い臭気、同月10日午後6時3分に魚の焦げ臭い臭気、令和5年1月26日午前11時43分に揚げ物の臭気が発生した。

（甲10【16から17頁】、17、18、20【3頁】）

(4) 空調用室外機からの騒音に関する調査及びその結果について

ア 本件騒音調査時の騒音測定・体感調査の方法等

事務局は、本件騒音調査の際、室外機AからDまでの各室外機近傍、申請人ら宅と本件店舗の間の敷地境界、申請人ら宅1階室内（6畳和室中央付近又は8畳和室中央付近）に騒音計を設置し、室外機AからDまでを順次個別に2回ずつ稼働させて各騒音計で騒音を測定した後、室外機AからDまで全てを同時に2回稼働させて同敷地境界と申請人ら宅1階室内の各騒音計で騒音を測定した。なお、敷地境界の騒音計の位置は、申請人ら宅の外壁及び本件店舗の敷地境界付近に設置されたビニールシートからそれぞれ0.25メートル離れた位置で、地面からの高さ1.50メートル、申請人ら宅1階6畳和室の窓の中央までの距離1.84メートル、申

請人ら宅1階8畳和室の窓の中央までの距離2.35メートルの位置であり、申請人ら宅1階室内の騒音計は、室外機A、Bをそれぞれ稼働させた際及び室外機AからDまで全てを同時に稼働させた際は申請人ら宅1階6畳和室中央付近に、室外機C、Dをそれぞれ稼働させた際は申請人ら宅1階8畳和室中央付近に設置し、いずれも部屋の窓は閉めた状態で測定した。

また、上記騒音測定に併せて、申請人aに対し、各室外機の稼働状況は知らされない状態で、稼働音によって自身が感じる不快感の程度を5段階で記載してもらう方法で、体感調査を行った。

(職2【10から14頁】、職5【3頁】)

イ A特性音圧レベルの時間変化について

前記アのとおり測定された結果について、測定対象の各室外機稼働開始から稼働終了までを含む時間帯について1秒ごとのA特性音圧レベル(人間が主観的に感じる音の大きさを近似的に表した物理量)を図示し時間変化を比較すると、室外機AからDまでを1台ずつ稼働させた際のA特性音圧レベルは、いずれも敷地境界の値が各室外機近傍より小さく、申請人ら宅内の値は敷地境界の値よりさらに小さかった。また、各測定時に特に生じた暗騒音(生活音等)を除けば、室外機A、B、Dを1台ずつ稼働させた際の申請人ら宅内のA特性音圧レベルは非稼働時と比べてほとんど変化はなかった。室外機Cを1台稼働させた際及び全室外機を稼働させた際の申請人ら宅内のA特性音圧レベルは非稼働時と比べて若干大きくなっていた。

(職3【2から12頁】、職5【2、3頁】)

ウ 等価騒音レベルについて

前記アのとおり測定された結果について、等価騒音レベル(対象とする測定時間内のA特性音圧レベルのエネルギー的な平均値。本件では各測定

時間中30秒を解析対象とし1秒ごとのA特性音圧レベルに基づいて算出した。)は以下のとおりである(なお、室外機AからDまで全て稼働時の2回目の測定結果については、スイッチのオンオフと機器の稼働停止及び再開のタイミングがずれるなどしていることから記載を省略する。「部屋1」は6畳和室、「部屋2」は8畳和室を示す。)。また、その際に測定された暗騒音(対象として考えている音以外の、全ての音。本件では室外機AからDまでから生じる音以外の全ての音。)の等価騒音レベルは以下のとおりである。

| 対象機器 | 機器近傍 | 敷地境界 | 申請人ら宅1F | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|
| | L _{Aeq} [dB(A)] | L _{Aeq} [dB(A)] | L _{Aeq} [dB(A)] | 部屋 |
| 暗騒音(室外機A近傍、敷地境界及び部屋1) | 45.7 | 43.8 | 27.7 | 部屋1 |
| 室外機A(1回目) | 52.6 | 44.8 | 35.8 | |
| 同(2回目) | 49.6 | 42.7 | 27.3 | |
| 室外機B(1回目) | 51.1 | 43.7 | 27.3 | |
| 同(2回目) | 51.6 | 44.3 | 27.1 | |
| 室外機C(1回目) | 56.8 | 46.5 | 31.4 | 部屋2 |
| 同(2回目) | 56.3 | 48.0 | 30.1 | |
| 暗騒音(室外機D近傍、敷地境界及び部屋2) | 41.1 | 42.8 | 23.9 | |
| 室外機D(1回目) | 51.4 | 43.1 | 24.1 | |
| 同(2回目) | 50.4 | 42.4 | 26.1 | |
| 全室外機(4台)(1回目) | - | 47.5 | 29.2 | 部屋1 |
| 同(2回目) | - | - | - | |

(職3【2から12頁】)

エ 体感調査の結果について

室外機Aの1回目の稼働音に対する体感の記載はなく、2回目の稼働音開始時に不快感を「感じる」と記載したが、稼働音停止1分後にも同じ記載をした。

室外機Bの1回目、2回目の稼働音のいずれに対しても体感の記載はなかった。他方、1回目の稼働音開始前に不快感を「感じる」と記載した。

室外機Cの1回目、2回目の稼働音のいずれに対しても体感の記載はなかった。他方、2回目の稼働音停止後に不快感を「感じる」と記載した。

室外機Dの1回目の稼働音開始時に不快感を「感じる」と記載したが、2回目の稼働音に対する体感の記載はなかった。

室外機AからDまで全稼働の1回目の稼働音開始時に不快感を「感じる」と記載したが、2回目の稼働音に対する体感の記載はなく、2回目の稼働音開始前に「感じる」と記載した。

(職5【4から8頁】)

(5) 悪臭に関する調査及びその結果について

ア 被申請人は、本件悪臭調査の際、魚(イサキ)1匹を3枚におろす作業、gの唐揚げを揚げる作業、鶏肉を焼き器で焼く作業を再現したところ、事務局は、鶏肉を焼き器で焼く作業を実施中に、本件店舗2階外廊下の奥側の換気扇排気口近傍の敷地境界線上と、厨房内の換気扇フード近傍において、それぞれ空気試料の採取を行った。

専門委員により、前記のとおり採取した空気試料について、簡易な臭気指数の測定を行ったところ、敷地境界線上で採取した空気試料の臭気指数は12、厨房内換気扇フード近傍の臭気指数は14であった。

なお、簡易な臭気指数の測定を行った際の被験者の臭気の質についての印象は、いずれの試料についても、被験者それぞれで異なっており、焦げた臭いやカレーの臭いなどといった明確な臭いとしては感じていなかった。

(職1【11から13頁】、職4【1頁から2頁】)

イ 本件悪臭調査の際、事務局職員及び同行した専門委員は、申請人ら宅の屋内外及び本件店舗の屋内外(上記試料採取を行った本件店舗建物2階の外廊下の奥側の換気扇排気口付近の敷地境界線上を含む。)において、調査開始から調査終了までの間、カレーに由来すると思われる臭いを高頻度

で確認した。他方、申請人ら宅及び本件店舗の周辺において、当該カレーの臭い以外においては確認できなかった。

(職1【13頁】、職4【1頁】)

ウ 本件悪臭調査において、被申請人側の説明中に本件店舗厨房の奥の生ゴミ用ゴミ箱(蓋付き)の蓋が開けられた際、本件店舗厨房にいた公調委事務局職員及び同行した専門委員は、腐ったキャベツの臭いに似た腐敗臭を感じた。また、本件悪臭調査時には生ゴミ廃棄用のポリバケツの蓋が壊れていたが、本件騒音調査の際には壊れていない新しい蓋に代わっていた。

(職1【9頁】)

2 判断

(1) 申請人らが主張する本件店舗からの騒音及び悪臭による被害が、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、本件店舗の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである(最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照)。

以下、この観点から検討する。

(2) 騒音の態様、程度について

ア 空調用室外機からの騒音の態様、程度について

(ア) 令和3年6月以降の状況

a 敷地境界における騒音レベル

前記認定事実(4)ウによれば、本件騒音調査時の敷地境界における等価騒音レベルの測定結果はいずれも50dB未満であり、前記前提事実(6)の本件騒音規制基準と比較しても、全ての時間帯において規制基準未満である(なお、本件のような空調用室外機の騒音は変動の少な

い定常的なものであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第十三「備考」、別表第七「五 騒音」「備考」三（一）によるが、実質的には等価騒音レベルと同等であるといえる。）。

b 空調用室外機の稼働音の到達可能性及び室内における騒音レベル

前記認定事実(4)イの本件騒音調査時のA特性音圧レベルの状況によれば、室外機A、B、Dの各稼働時に申請人ら宅内のA特性音圧レベルの変化はほとんどないから、これらの稼働音が申請人ら宅内に到達しているとは認められない。また、室外機Cの稼働時及び全室外機稼働時に申請人ら宅内のA特性音圧レベルが若干大きくなっていることから、室外機Cの稼働音については、申請人ら宅内に到達している可能性があるが、前記認定事実(4)ウによれば申請人ら宅内の等価騒音レベルは室外機Cの稼働時が31.4dB及び30.1dB、全室外機稼働時が29.2dBにとどまるから、室外機Cの稼働音について、申請人らに何らかの影響を及ぼす程度の騒音が到達しているとは認められない（平成10年5月22日中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会「騒音の評価手法等の在り方について 報告」において、「一般地域については、音の発生が不規則・不安定であり、このような騒音による睡眠影響を生じさせないためには、屋内で35dB以下であることが望ましいとされている。」とされていることと比べても、上記申請人ら宅内の等価騒音レベルは十分に低いといえる。）。

（職5【2、3頁】参照、公知の事実）

c 空調用室外機の稼働音の知覚可能性

加えて、前記認定事実(4)エの体感調査結果によれば、申請人aの体感の記事と空調用室外機稼働音とのタイミングが一致していると評価できるのは7回中3回（室外機Aの2回目、室外機Dの1回目、全室

外機の1回目)にとどまり、さらに、客観的な騒音の数値の大きさからすれば申請人ら宅内での稼働音が最も大きくなると考えられる室外機Cの稼働音に対してはタイミングの合う反応を示さなかったことからすれば、申請人aの室外機AからDまでの稼働音に関する知覚は曖昧であるというべきであり、申請人aが室外機AからDまでの稼働音を知覚し影響を受けているとは認められない。

(職5【8、9頁】参照)

(イ) 令和3年6月以前の状況

令和3年6月以前は現在と空調用室外機の配置の状況が異なることから、上記測定の結果をそのままあてはめることはできない。

a 令和元年9月1日以前の空調用室外機からの騒音の程度

前記前提事実(2)ウのとおり令和元年9月1日の室外機Cの移設以前は、空調用室外機のうち最も音圧レベルの高い音源である室外機Cが、現在よりも申請人ら宅8畳和室に近い位置に所在していたことから、本件騒音調査の測定結果よりも敷地境界付近での騒音レベルは高かったものと推定される。もっとも、申請人が大田区に頻繁に騒音の苦情を相談し、大田区から騒音計を借りて自ら測定を行うようになったのは、令和元年8月に入ってからのものであり、室外機Cの移設以前の状況については、前記認定事実(2)イのとおり、令和元年8月19日に申請人aが大田区環境対策課に対し本件店舗の空調用室外機から64dB程度の騒音が出ていると連絡したこと、同日現地において申請人aが同課に対し同日までに借りた騒音計で測定したところ午前8時前に50.2dB、午前11時15分前後に60.2dB、室内で40.6dBなど、いずれも日中60dB前後であったと話したこと、また、前記認定事実(3)ア及びイのとおり、同月29日午前9時22分に移動前の室外機C近くの敷地境界付近で63.4dB、同月30日午後9

時9分に同所付近で59.4dB、同月中の午前10時14分頃に同所付近で62.2dBが測定された様子が映った写真が提出されているのみである。しかしながら、これらの測定結果はいずれも区の職員が測定したものではなく、暗騒音の状況も不明であるなど適切な方法で測定されたか明らかでなく、騒音の状況を裏付ける客観的証拠とはできない。そうすると、現在の位置における騒音の測定結果と室外機Cの当時の位置を基に距離減衰を考慮に入れて敷地境界における騒音の程度を推量する以外に適切な手立ては存在しない。すなわち、証拠(職5【13ないし15頁、21、22頁】)によれば、令和元年8月以前の室外機Cの稼働音について、本件騒音測定時の敷地境界の測定地点で測定した場合の値を、室外機Cの移動距離を踏まえた距離による減衰効果のみを考慮して推定すると、現在よりも6.4dB程度大きかった可能性があることが認められる。そうすると、前記認定事実(4)ウの本件騒音調査時の室外機C稼働時の敷地境界の測定値(1回目46.5dB、2回目48.0dB。なお、全室外機稼働時1回目の測定値は47.5dBである。)に6.4dBを加えても52.9dB及び54.4dBであって、本件騒音規制基準の昼間(60dB)と夜間(55dB)を上回らない。本件騒音規制基準の深夜(午後11時から午前6時までの間)の規制基準は50dBであるが、前記認定事実(1)アによれば本件店舗の営業時間は新型コロナウイルス感染症拡大前でも午後11時までであって営業時間終了後午前6時までの間の大部分において空調用室外機は非稼働であったと推認されるから、午後11時から午前6時までの間の等価騒音レベルが50dBを超えていたと推認することは困難である。これらの点を合わせ考えると、仮に、本件店舗の空調用室外機から一時的に各時間帯の本件騒音規制基準を超えるような騒音が生じていたとしても、そのような騒音が恒常的に発生し継続し

ていたとは認められない。加えて、本件騒音測定の結果（いずれも敷地境界での測定結果よりも申請人ら宅1階の測定結果が一定程度小さい値となっていること）からうかがえる申請人ら宅建物の遮音性能も考慮すると、それが申請人らの生活に影響を及ぼしうるようなものであったとはいえない。

b 令和元年9月1日以降、令和3年6月9日までの間の空調用室外機からの騒音の程度

被申請人は、令和元年9月1日、申請人aからの苦情を受け、室外機Cを申請人ら宅和室8畳から離れる方向へ移動させ、風が出る面を勝手口と反対方向へ向けたことから、敷地境界付近の騒音レベルは、移動以前に比し改善されたものと推認される。

この点、申請人らは、令和元年8月以降、頻繁に大田区に騒音の苦情相談を行い、同区より騒音計を借りて自ら測定を行うなどしており、当時の測定の結果を裏付ける資料を証拠として提出する。すなわち、前記認定事実(3)ア及びイによれば、申請人らが提出した写真や動画には、令和3年6月以前（室外機A、C、Dが移設される前）の状況として、申請人らが本件店舗の空調用室外機に向けた騒音計において58.7dB程度から69.2dB程度の騒音が測定されたように見える部分がある。また、前記認定事実(2)オによれば、令和2年12月18日、大田区環境対策課による室外機Cの測定時に65dB程度が計測されている。

しかしながら、証拠（甲3、6、13）によれば、申請人らは騒音計を空調用室外機の風が出る面や側面に相当程度近づけて測定している様子がうかがえるなど敷地境界の計測の方法として不適切であることから、この数値をそのまま採用することはできない。また、前記認定事実(2)エ、カ、キのとおり、令和2年12月17日、令和3年1月

7日、同年2月25日に、大田区環境対策課が、申請人aから本件騒音規制基準を超えるような騒音が発生しておりうるさいなどと連絡を受けた後に現地に赴いた際には、申請人aが主張するほどの騒音は確認できず本件騒音規制基準以下であったこと、申請人らが測定した当時から本件騒音調査が行われるまでの間に、室外機A、C、Dについて、各室外機近傍における騒音の状況を大きく変化させるような事実があったとは認められないにもかかわらず（室外機Cについては点検した様子がかがえるものの実際に修理まで行われたと認めるに足りる証拠はない。）、本件騒音調査時の各室外機の近傍で測定した騒音の数値と申請人らが測定した際の数値に大きな差があることは不自然であることからすれば、申請人らによる騒音測定が適切な方法で行われていたとは認められない。他方で、前記認定事実(2)イのとおり、被申請人は、令和元年9月1日以降、最も稼働音の大きい室外機Cについて午後10時以降稼働させないこととしている。そうすると、前記の本件騒音測定の結果に基づく距離減衰により推量されたところを超える騒音が生じていたと認めることはできず、一時的に相当程度の騒音が生じていたとしても短時間にとどまっていたものと言わざるを得ない。

(ウ) 申請人らの主張について

申請人らは、申請人aが大田区環境対策課へ相談した状況等が記載されている苦情処理票（甲10）のマスクングされている部分を調べれば過去の騒音被害の状況が明らかになるなどと主張するが、証拠（職6）によれば、当該マスクング部分に騒音の測定結果（デシベルの数値等）が記載されている部分はないと認められるから、申請人らの主張は採用できない。

さらに、申請人らは、令和3年6月の空調用室外機の移設及び室外機

Bの増設後、高周波音による苦痛を感じていると主張するが、証拠（職5【11、12頁】）によれば、概ね10kHzバンド以上の音を高周波音と考えても、本件騒音調査時の測定結果について、室外機AからDまでの機器近傍において10kHz以上の周波数域に小さなピークがある場合でも申請人ら宅では同じ周波数成分のピークは認められず、その音圧レベルは10kHzの標準的な聴覚閾値（13.9dB）を下回っていることなどからすれば、申請人らが室外機AからDまでの稼働音の高周波音を知覚し影響を受けているとは認められない（被申請人が令和3年6月以降室外機Cを稼働させていないことからすればなおさら影響を受けているとは認められない。）。

加えて、証拠（職3【13から19頁】、5【16から21頁】）によれば、本件騒音調査時の測定結果において、室外機AからDまでの稼働音に含まれる低周波音（おおむね100Hz以下の音）が申請人ら宅内に到達しているとは認められず、申請人らが同低周波音を知覚し影響を受けているとも認められない。

(エ) 小括

以上によれば、令和3年6月9日以降の室外機AからDまでの騒音の態様、程度は、敷地境界において本件騒音規制基準を超えないもので、申請人ら宅内にほとんど到達しておらず、申請人らが申請人ら宅内において正確に知覚できる程度のもではなかったというべきである。また、同日以前においては、室外機AからDまでの騒音の程度は、現在よりも若干大きかったとはいえ、敷地境界においてほとんど本件騒音規制基準を超えないものであって、一時的に本件騒音規制基準を超えることがあったとしても、大幅に超えるものではなく、短時間にとどまるものであったといえる。

イ 空調用室外機以外の騒音の態様、程度について

申請人らは本件店舗から鍋がぶつかる音、ビン・カンがぶつかる音、話し声等の騒音が生じていると主張し、令和4年1月6日以降連日騒音が生じている旨のメモを提出するなどしている。しかしながら、前記認定事実(2)のとおり申請人らが大田区環境対策課への行政相談の当初から最も不満を述べていたのは空調用室外機の騒音が中心で、その他の音については付随的に数回述べていたにとどまる（令和元年1月28日から空調用室外機の移設が行われた令和3年6月までの間では、令和2年10月28日（客の話し声）、令和3年5月27日（客の声や作業音）、令和3年5月頃（ビン類のゴミ出し）にとどまる。）。また、被申請人は、本件悪臭調査及び本件騒音調査の際、昔は勝手口も開けていたことがあったが、申請人aの苦情が始まってからはアルバイトの従業員が出入りする際に開ける程度で、頻繁には開けていないこと、瓶を捨てる際も申請人aからうるさいと言われたため勝手口から出さずに表から回るようにしていることなどを述べており（職1【8頁】、職2【7頁】）、被申請人側は騒音を生じさせないよう注意を払っている様子がうかがわれ、被申請人が通常の営業に伴う程度を越えた騒音を日常的に発生させていたとは認められない。

(3) 悪臭の態様、程度について

ア 前記認定事実(5)ア及びイのとおり、本件悪臭調査時の調理再現中に敷地境界において採取した空気試料は本件悪臭規制基準を超えるものではなかった。本件悪臭調査時に被申請人側が再現した調理内容は、量、品目の両面において、通常の営業時と比較すれば少ないものではあるものの、調理再現中の時間帯を含め、本件悪臭調査時に事務局職員及び専門委員が本件店舗外で確認することができたにおいては、本件店舗ではなく申請人ら宅裏手のインド・ネパール料理店から生じていることが強く推認されるカレーに由来する調理臭であった。さらに、前記認定事実(1)ウのとおり、被申請人は、生魚を調理する際に生じるゴミについては直ちにビニール袋に入

れるなど調理時の生ゴミの取扱いにも注意を払っており、生ゴミを廃棄する際の屋外用のポリバケツの蓋が壊れていた部分についても早急に壊れていないものと交換しているなど、ゴミの廃棄についても注意を払っている様子がうかがえた。加えて、前記前提事実(2)イ及びエのとおり厨房排気ダクトの先端は本件店舗建物の屋根の上に申請人ら宅側と反対側に向けて設置されているほか、本件店舗内には主に客用スペースではあるが申請人ら宅と反対側に排気口がある換気扇も複数設置されている。

これらの状況からすれば、本件店舗の通常の営業活動において、敷地境界において本件悪臭規制基準を超えるような臭気を発生させていたとは認め難い。

イ 申請人 a は、本件悪臭現地調査の際、悪臭はずっと前から間欠的に本件店舗の定休日以外の午後 6 時頃から午後 9 時 30 分頃までの間に発生していた（午前 0 時頃まで発生したこともあった）が令和 3 年 6 月頃からは激減し、換気扇のファンも静かになり、厨房排気ダクトの音も激減した、従前は 2 階の 8 畳の和室が一番臭いを感じたが、令和 3 年 6 月からは 1 階玄関前（宅外）で一番臭いを感じる、本件店舗の申請人ら宅側 1 階外壁に付いている白い四角い箱のような機械が新しい換気の機械なのではないか、などと述べ（職 1 【3、4 頁】）、申請人らは、以前は本件店舗の厨房の換気扇の排気能力の設定が「27」より強かったのではないかなどと主張する。しかしながら、平成 31 年 1 月 28 日以前に悪臭に関して申請人らから被申請人に対し苦情が申し入れられたことを認めるに足りる証拠はなく、前記認定事実(2)によれば、申請人 a は、平成 31 年 1 月 28 日及び令和元年 9 月 2 日に大田区環境対策課に相談した際には厨房排気ダクトからの居酒屋の臭いが気になる旨述べていたが、その後令和 3 年 6 月まで特段臭気に関して苦情を述べた様子はない。また、被申請人側は、本件悪臭調査の際、開店当初から厨房排気ダクト、焼き器等を変

えたことはなく、換気扇の設定もあまり強くすると客席の音が聞こえなくなってしまうので開店当初から「27」のまま変えていない、白い四角い箱は本件店舗の建物内北西側にある住居部分の浴室乾燥機の室外機である、客に提供するメニューは仕入れ等の関係で日替わりメニューもあるが開店時から大きく変わっていないなどと述べており(職1【7、10頁】)、他の証拠を見ても、令和3年6月前後で悪臭の状況を大きく変化させた事情があったことを裏付ける事実は見当たらず、申請人らの主張は採用できない。

なお、令和3年10月11日に焼け焦げたような臭気が発生したことは被申請人も認めているが(答弁書)、単発的なものであり、また、被申請人が消防、電力会社、ガス業者に連絡し調査してもらっても原因は不明なままであったというのであるから、この出来事をもって申請人らが本件店舗から重大な悪臭被害を被ったということはできない。

(4) 受忍限度の検討

ここまで検討した点を踏まえ、受忍限度について検討する。

まず、前記(2)のとおり令和3年6月9日以降の室外機AからDまでの騒音は敷地境界においても本件騒音規制基準を超えないものであり、申請人ら宅内にほとんど到達しておらず、申請人らが申請人ら宅内において正確に知覚できる程度のものではない。同日以前の室外機AからDまでの騒音は、同日以降よりは若干大きかったものの、敷地境界においてほとんど本件騒音規制基準を超えないものであって、一時的に本件騒音規制基準を超えることがあったとしても、大幅に超えるものではなく、短時間にとどまるものであった。また、空調用室外機以外の騒音についても、空調用室外機の騒音と比して特段問題となるような騒音を日常的に発生させていたとは言い難い。悪臭についても本件店舗からの調理臭等の臭気は敷地境界において本件悪臭規制基準を超えるようなものではなかった。

次に、前記前提事実(5)のとおり、本件店舗の所在地は都市計画法上の準工業地域であり、駅に近く、近隣に商店街があるほか、申請人ら宅の裏手にはインド・ネパール料理店があることなどから、もともと住居のみが所在することが想定される地域ではなく、飲食店があることも想定される地域である。

また、前記前提事実(1)のとおり申請人ら宅に申請人bが居住を開始した後に被申請人が本件店舗を開店したものではあるが、申請人aが申請人ら宅で一定の時間を過ごすようになる以前に、申請人b及び申請人bの夫から被申請人側に騒音や悪臭に関する苦情が申し入れられたことがあったとは認められない。他方、前記認定事実(2)イ及びクのとおり、被申請人側は、申請人aから苦情の申し入れがあり、大田区環境対策課からの指摘を受けた後、令和元年9月には室外機Cを申請人ら宅1階8畳和室から離れる方向へ移動して風が出る面の向きを変えて申請人ら宅に向かないようにしたほか、令和3年6月には室外機A、C、Dの位置を変更して室外機Cの使用を制限している。

このような本件における侵害行為の態様、侵害の程度、地域の環境、申請人らの苦情に対する被申請人の対応等を考慮すると、本件店舗から生じる騒音や悪臭が一般社会生活上受忍すべき程度を越えるものであるとは認められない。

なお、申請人らは、平成30年4月30日深夜、空調用室外機騒音について被申請人側に苦情を申し入れた際に被申請人側から暴行され骨折し、令和3年6月にこの件が送検されたとして、そのことが被申請人の空調用室外機の移設の契機となった旨の主張をしているが、被申請人は暴行及び傷害の結果発生的事实を否認しており、そのような事実があったことを認めるに足りる客観的な証拠は見当たらず、申請人らの主張は採用できない。

よって、本件店舗からの騒音及び悪臭は、いずれも申請人らに受忍限度を超える被害を及ぼしているとは認められず、違法な権利侵害ないし利益侵害

があるとはいえない。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和5年7月5日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員野中智子は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙1～3は省略